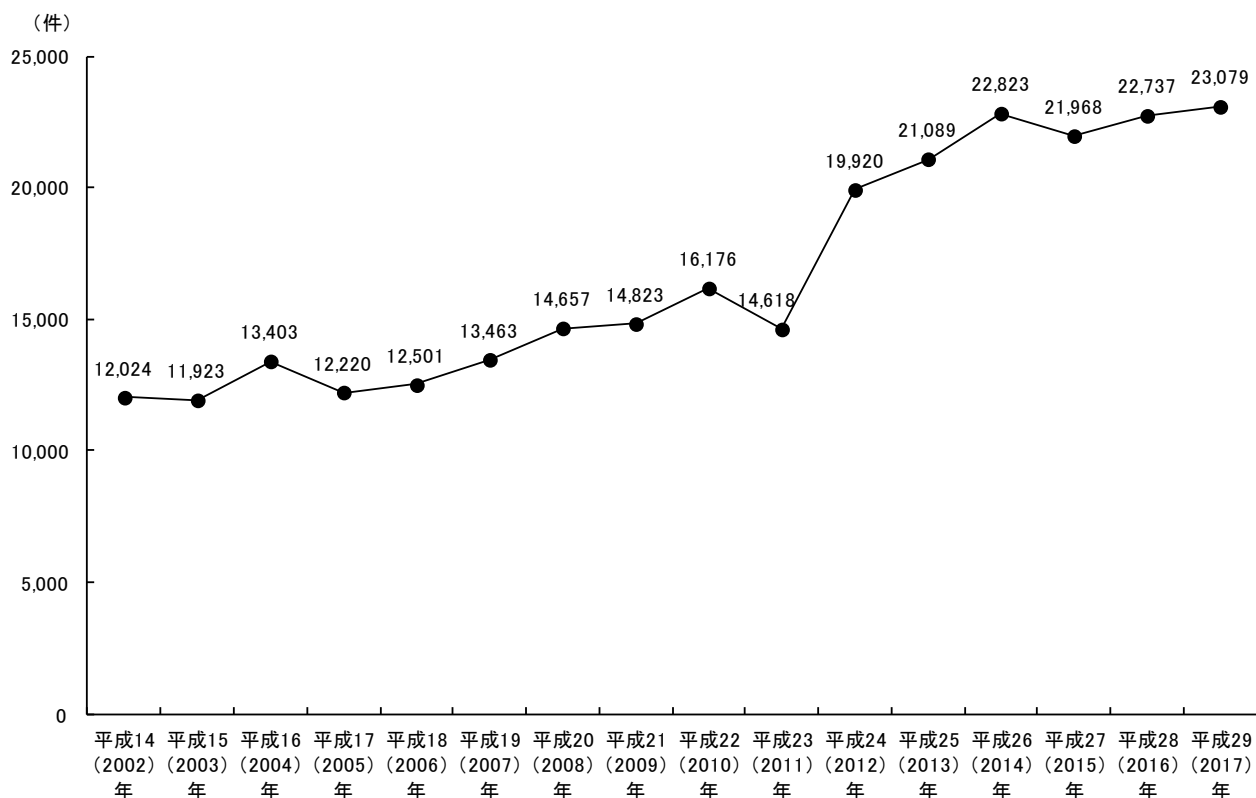


V-2 ストーカー被害者に対する支援

1. ストーカー事案の認知状況

警察が認知したストーカー事案の件数は、平成 23 (2011) 年 (14,618 件) 以降増加傾向にあり、平成 25 (2013) 年は 2 万件 (21,089 件) を超え、平成 29 (2017) 年は 23,079 件となっている。

図表 V-2-1 ストーカー事案の認知件数の推移 (全国)



注：認知件数には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

資料：警察庁「平成 29 年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

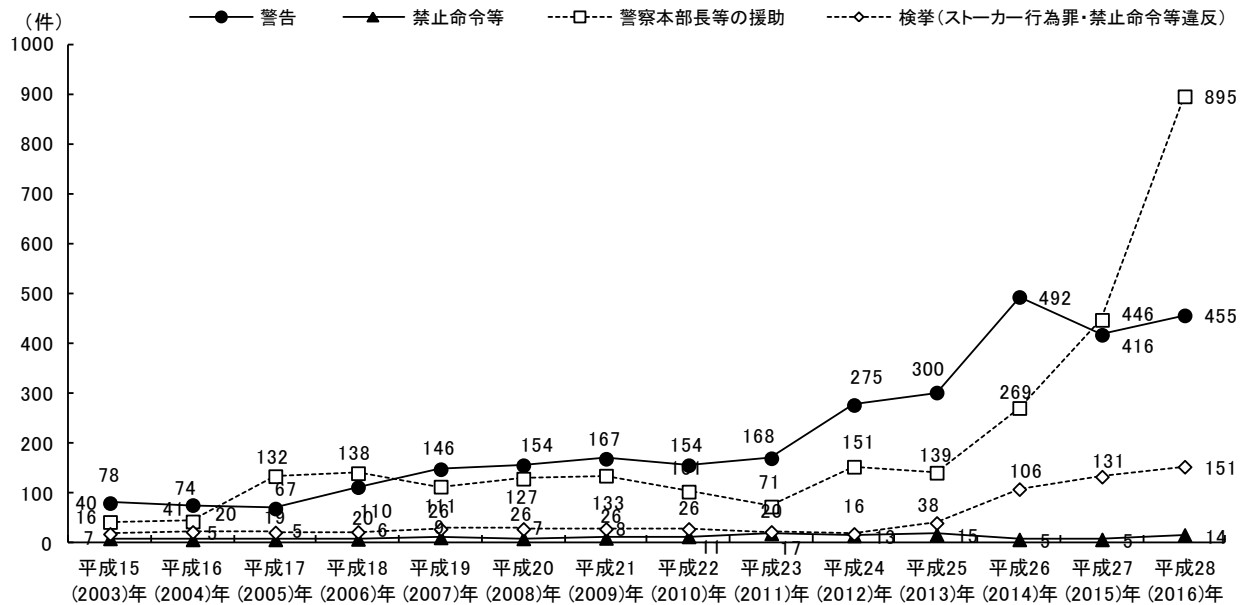
2. ストーカー規制法の適用状況

ストーカー規制法の適用状況をみると、都では平成 28（2016）年には「警察本部長等の援助」が 895 件で最も多く、次いで「警告」が 455 件であった。

全国では平成 29（2017）年には「警察本部長等の援助」が 9,007 件で最も多く、次いで「警告」が 3,265 件であった。「禁止命令等」が 662 件と、前年の 173 件から 3.8 倍に急増している。

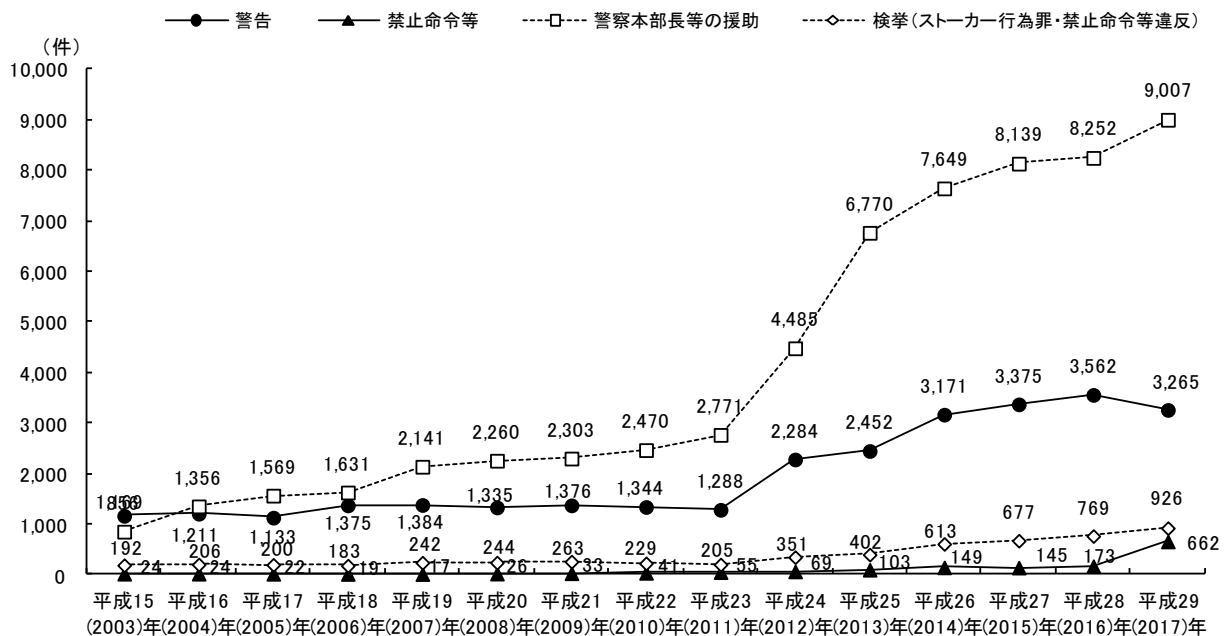
図表 V-2-2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移（都・全国）

<都>



資料：警視庁「警視庁の統計」（平成 28 年）

<全国>



資料：警察庁「平成 29 年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」